

静岡県告示第288号

静岡県職場適応訓練委託要綱（昭和38年静岡県告示618号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(委託する事業主)</p> <p>第3条 職場適応訓練は、次の各号に該当する事業所の事業主であつて、知事が適当と認めたものに委託して実施する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入<u>している</u>こと。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(委託契約の変更及び解除)</p> <p>第12条 委託契約は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すると知事が認めたとき。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当該職場適応訓練生が、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）<u>第4条</u>、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。以下「本州四国連絡橋特別措置法」という。）<u>第16条</u>、<u>特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和58年法律第39号）第13条</u>、<u>雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項若しくは第4条第1項</u>又は<u>沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第41条</u>の規定に</p>	<p>(委託する事業主)</p> <p>第3条 職場適応訓練は、次の各号に該当する事業所の事業主であつて、知事が適当と認めたものに委託して実施する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(委託契約の変更及び解除)</p> <p>第12条 委託契約は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すると知事が認めたとき。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当該職場適応訓練生が、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）<u>第4条第1項</u>、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。以下「本州四国連絡橋特別措置法」という。）<u>第16条第1項</u>又は<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項若しくは第4条第1項</u>の規定に基づく求職手帳の所持者であるときは、当該求職手帳が失効</p>

基づく求職手帳の所持者であるときは、 当該求職手帳が失効した場合 オ～キ (略) 2 (略)	した場合 オ～キ (略) 2 (略)
---	--------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号の1中

<table border="1"> <tr> <td>加 入 保 険 等</td> <td>健 保 ・ 雇 保 ・ 厚 生 労 災 ・ 退 共</td> </tr> </table>	加 入 保 険 等	健 保 ・ 雇 保 ・ 厚 生 労 災 ・ 退 共	を	<table border="1"> <tr> <td>加 入 保 険 等</td> <td>健 保 ・ 雇 保 ・ 厚 生 労 災 ・ 退 共 ・ そ の 他</td> </tr> </table>	加 入 保 険 等	健 保 ・ 雇 保 ・ 厚 生 労 災 ・ 退 共 ・ そ の 他	に改める。
加 入 保 険 等	健 保 ・ 雇 保 ・ 厚 生 労 災 ・ 退 共						
加 入 保 険 等	健 保 ・ 雇 保 ・ 厚 生 労 災 ・ 退 共 ・ そ の 他						

様式第1号の2中

代 表 者		事 業 内 容		資 本 金 額		従 業 員 数		加 入 保 険 等	健 保 ・ 雇 保 厚 生 ・ 労 災 退 共
-------	--	------------	--	------------	--	------------	--	--------------	-------------------------------

を

代 表 者		事 業 内 容		資 本 金 額		従 業 員 数		加 入 保 険 等	健 保 ・ 雇 保 厚 生 ・ 労 災 退 共 そ の 他
-------	--	------------	--	------------	--	------------	--	--------------	--

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。